



VOICE (仙台版) 調査レポート

株式会社 東日本リサーチセンター
代表取締役 佐藤 彰男

「裁判員制度」に関する調査

当社では、日頃より“各地域の生活者の意識・実態”について各種調査を実施し、情報発信を行っております。

「裁判員制度」は、平成 16 年 5 月に公布された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」により、平成 21 年 5 月 21 日よりスタートする制度です。裁判員制度の導入により、国民の感覚が裁判の内容に反映されることになり、国民の司法への参加が大きく進むことが期待されます。

そこで、当社では、当社契約の仙台市民 1,000 人の消費者モニターを対象に、「裁判員制度」に関する調査を実施しました。この調査は、裁判員制度に対する仙台市民の意識を把握するため、平成 18 年 1 月の調査に引き続き行ったもので、今回はその 2 回目の調査となります。

このたび、その調査結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

調査実施概要

1. 調査対象および回収状況

調査対象者（仙台市内に居住する当社契約の消費者パネルモニター1,000人）

回収状況（対象数 1,000 サンプル、回収数 1,000 サンプル、回収率 100.0%）

		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
男性	20代	20	20	20	20	20	100
	30代	20	20	20	20	20	100
	40代	20	20	20	20	20	100
	50代	20	20	20	20	20	100
	60代	20	20	20	20	20	100
女性	20代	20	20	20	20	20	100
	30代	20	20	20	20	20	100
	40代	20	20	20	20	20	100
	50代	20	20	20	20	20	100
	60代	20	20	20	20	20	100
合計		200	200	200	200	200	1,000

2. 調査方法

留置調査法（訪問留置、訪問回収）

3. 調査実施期間

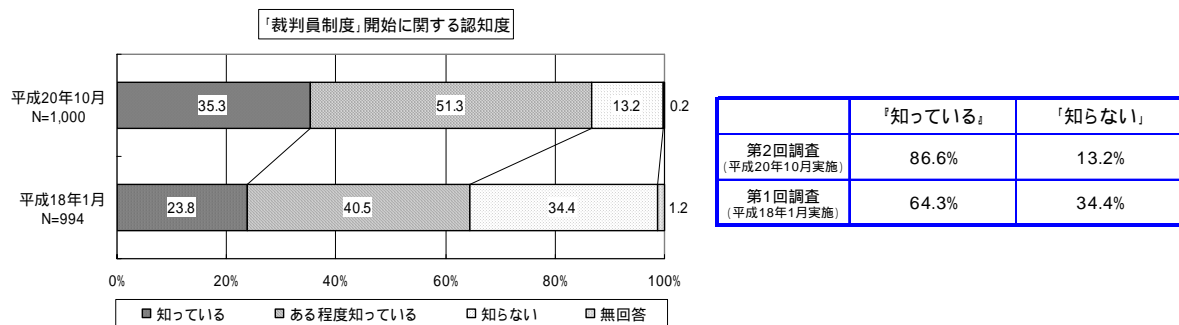
平成 20 年 10 月

1. 「裁判員制度」開始に関する認知度（単数回答）

『知っている』が86.6%と、8割以上を占める。

「知っている」(35.3%)と「ある程度知っている」(51.3%)を合わせた『知っている』が86.6%で8割以上を占めている。

前回調査（平成18年1月実施）と比較すると、『知っている』の割合は、大幅に（22.3ポイント）増加している。

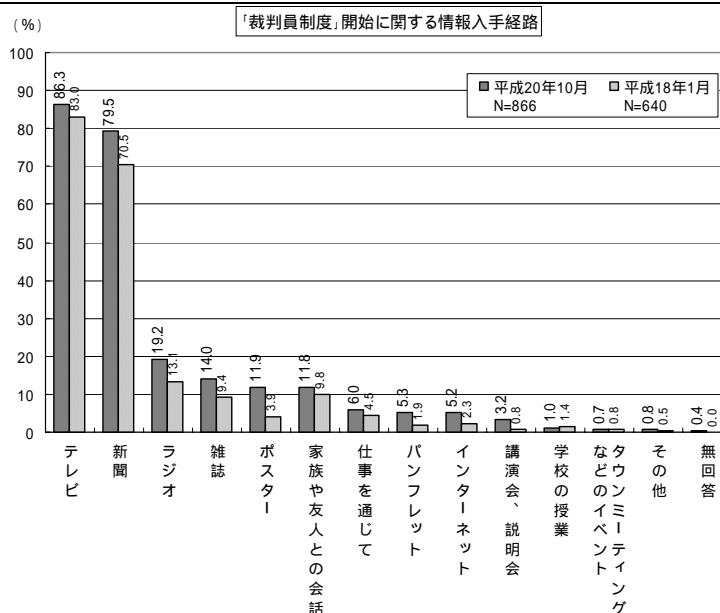


2. 「裁判員制度」開始に関する情報入手経路（複数回答）

「テレビ」(86.3%)「新聞」(79.5%)が他を引き離し上位に。

「裁判員制度」を『知っている』と回答した866人に尋ねたところ、第1位が「テレビ」で86.3%、第2位が「新聞」で79.5%となっており、これら上位2位が他を引き離して多くなっている。

前回調査（平成18年1月実施）と比較すると、「新聞」、「ラジオ」、「ポスター」と答えた人が5ポイント以上増加している。



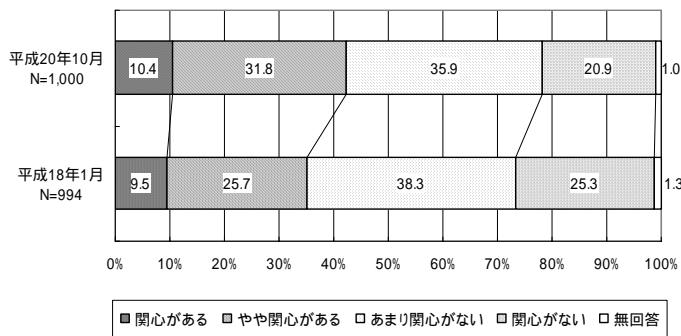
3. 裁判の制度や手続き、判決などの関心度（単数回答）

『関心がある』は42.2%と、4割台にとどまる。

「関心がある」(10.4%)と「やや関心がある」(31.8%)を合わせた『関心がある』が42.2%と、4割台にとどまっている。

前回調査(平成18年1月実施)と比較すると、『関心がある』の割合は、前回調査(35.2%)から7.0ポイント増加したものの、42.2%と4割台にとどまっている。

裁判の制度や手続き、判決などの関心度



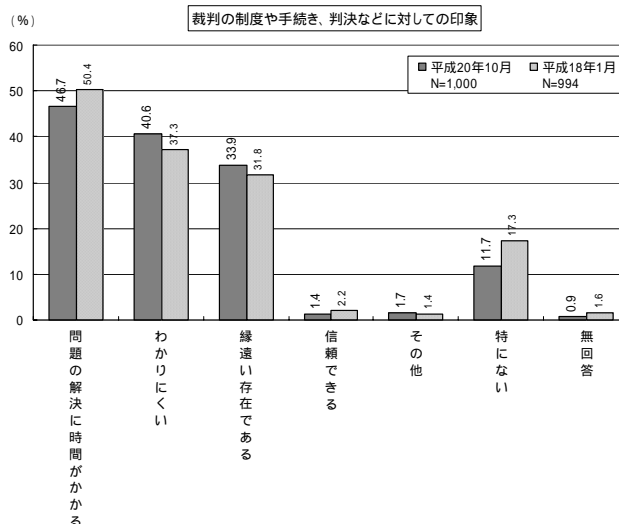
	『関心がある』	『関心がない』
第2回調査 (平成20年10月実施)	42.2%	56.8%
第1回調査 (平成18年1月実施)	35.2%	63.6%

4. 裁判の制度や手続き、判決などに対する印象（複数回答）

「問題の解決に時間がかかる」(46.7%)が最も多い。

第1位が「問題の解決に時間がかかる」で46.7%となっている。次いで、第2位が「わかりにくい」で37.3%、第3位が「縁遠い存在である」で31.8%となっており、これらが3割台で続いている。

前回調査(平成18年1月実施)と比較すると、「わかりにくい」、「縁遠い存在である」と答えた人が増加している。

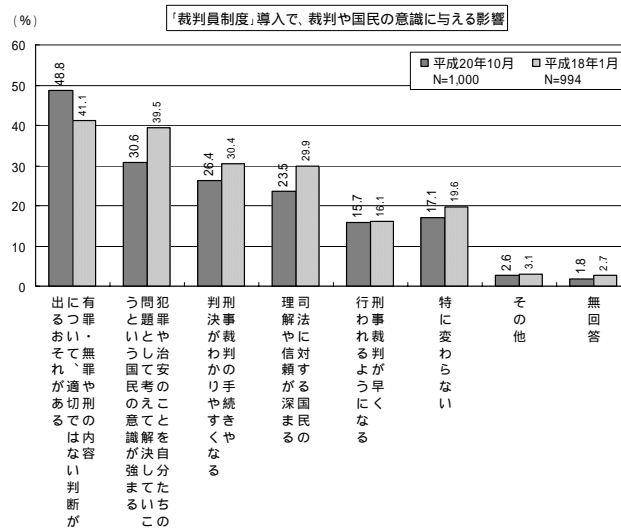


5. 「裁判員制度」導入で、裁判や国民の意識に与える影響（複数回答）

「適切ではない判断が出るおそれがある」が48.8%でトップ。

第1位が「適切ではない判断が出る恐れがある」で48.8%となっている。また、第2位が「犯罪や治安のことにについて意識が強まる」で30.6%となっている。

前回調査（平成18年1月実施）と比較すると、「適切ではない判断が出るおそれがある」と答えた人が5ポイント以上増加している。

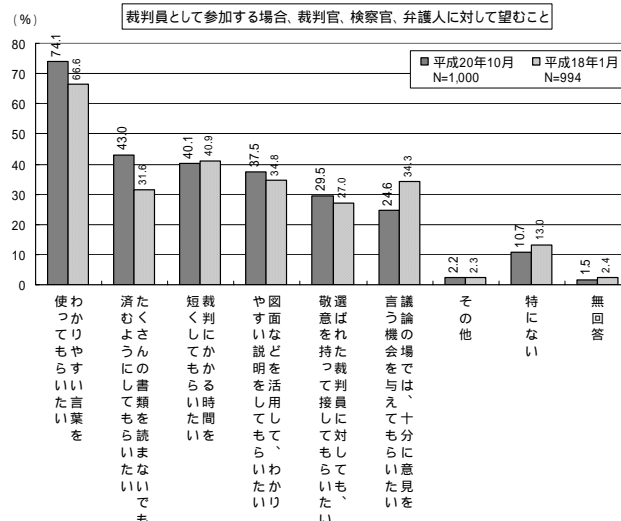


6. 裁判員として参加する場合、裁判官、検察官、弁護士に対して望むこと（複数回答）

「わかりやすい言葉を使ってもらいたい」が74.1%でトップ。

第1位が「わかりやすい言葉を使ってもらいたい」で74.1%と2位以下を引き離している。以下、第2位が「たくさんの書類を読まないでも済むようにしてもらいたい」(43.0%)、第3位が「裁判にかかる時間を短くしてもらいたい」(40.1%)などとなっている。

前回調査（平成18年1月実施）と比較すると、「わかりやすい言葉を使ってもらいたい」、「たくさんの書類を読まないでも済むようにしてもらいたい」と答えた人が5ポイント以上増加している。

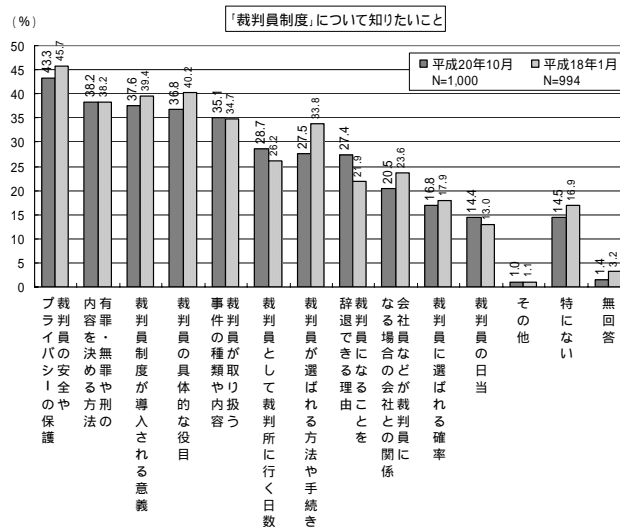


7. 「裁判員制度」について知りたいこと（複数回答）

「裁判員の安全やプライバシーの保護」が43.3%でトップ。

第1位が「裁判員の安全やプライバシーの保護」で43.3%となっている。また、第2位が「有罪・無罪や刑の内容を決める方法」で38.2%、第3位が「裁判員制度が導入される意義」で37.6%となっている。

前回調査（平成18年1月実施）と比較すると、「裁判員になることを辞退できる理由」と答えた人が5ポイント以上増加している。

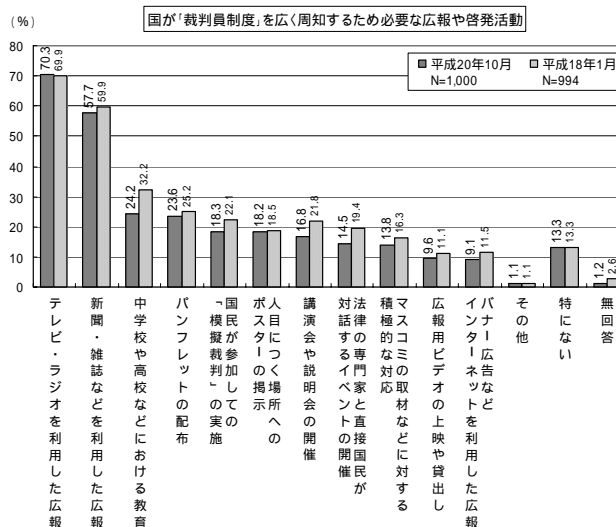


8. 国が「裁判員制度」を広く周知するため必要な広報や啓発活動（複数回答）

「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」が、他を大きく引き離し上位に。

第1位が「テレビ・ラジオを利用した広報」で70.3%と7割に達し、第2位が「新聞・雑誌などを利用した広報」で57.7%と5割台に達し、マスメディアを利用した広報が上位にランクインされている。

前回調査（平成18年1月実施）に引き続き、マスメディアを利用した広報が上位にランクインされている。

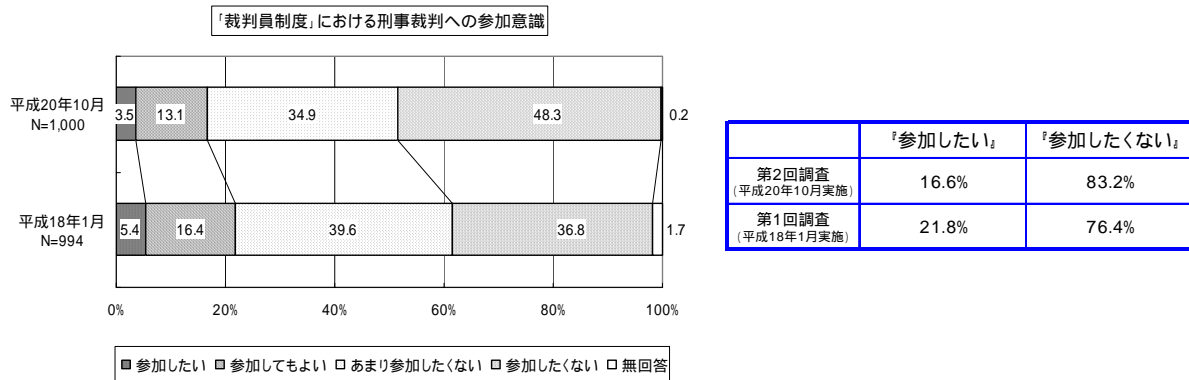


9. 「裁判員制度」における刑事裁判への参加意識（単数回答）

『参加したくない』が83.2%と8割以上を占めている。

「あまり参加したくない」（34.9%）と「参加したくない」（48.3%）を合わせた『参加したくない』が83.2%と8割以上を占めている。

前回調査（平成18年1月実施）と比較すると、『参加したくない』の割合は、6.8ポイント増加している。

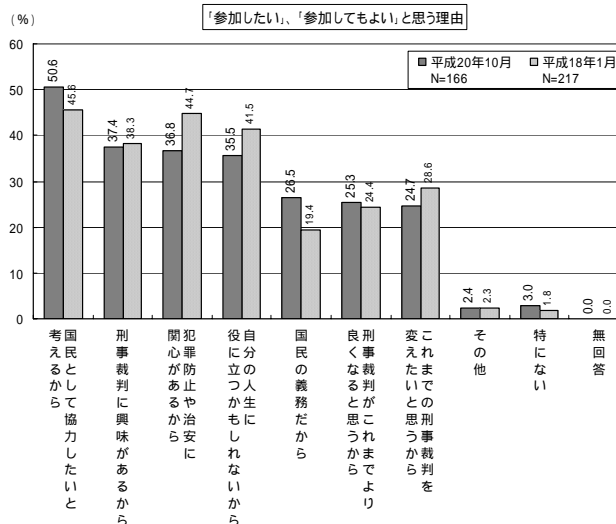


10. 「参加したい」、「参加してもよい」と思う理由（複数回答）

「国民として協力したいと考えるから」が唯一5割を超えトップ。

裁判員制度に「参加したい」、「参加してもよい」と回答した166人に尋ねたところ、第1位が「国民として協力したいと考えるから」で50.6%、第2位が「刑事裁判に興味があるから」で37.4%、第3位が「犯罪防止や治安に関心があるから」で36.8%となっている。

前回調査（平成18年1月実施）と比較すると、「国民として協力したいと考えるから」、「国民の義務だから」と答えた人が5ポイント以上増加している。

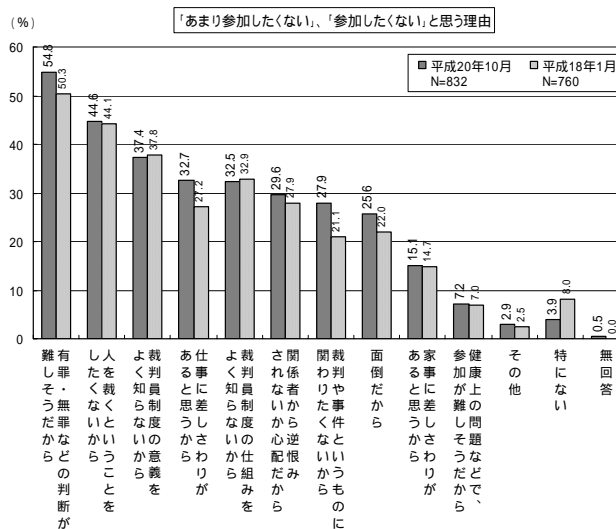


11. 「あまり参加したくない」、「参加したくない」と思う理由（複数回答）

「有罪・無罪などの判断が難しそうだから」が唯一5割を超えトップ。

裁判員制度に「あまり参加したくない」、「参加したくない」と回答した 832 人に尋ねたところ、第1位が「有罪・無罪などの判断が難しそうだから」で54.8%と、唯一5割を超えている。次いで、第2位が「人を裁くということをしたくないから」で44.6%、第3位が「裁判員制度の意義をよく知らないから」で37.4%となっている。

前回調査(平成18年1月実施)と比較すると、「仕事に差しさわりのあると思うから」、「裁判や事件というものに関わりたくないから」と答えた人が5ポイント以上増加している。



「お問合せ」

仙台市青葉区本町3丁目2-26 TEL 022(217)3021 FAX 022(217)3022

E-mail: erc@erc_voice.co.jp http://www.erc_voice.co.jp/

株式会社 東日本リサーチセンター 企画調査部 (担当: 佐藤 貴俊、百井 淳)

禁無断転載

